

前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の改正について（議案第75号）

スポーツ課

1 改正の理由

前橋市下増田運動場のサッカー場整備に係る改修に伴い、当該施設の占有利用に係る区分及び使用料を改める。

2 内容

前橋市下増田運動場の占有利用に係る区分及び使用料は、次のとおりとする。

区 分			使 用 料				
			6時～ 9時	9時～ 12時	12時～ 15時	15時～ 18時	時間外 (1時間 当たり)
占有 利用	サッカー場	1面	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	5,000円
	野球場	1面	1,020円	1,020円	1,020円	1,020円	340円

3 施行期日

平成28年10月1日